

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和7年11月18日

香美市監査委員	岩崎 昭雄
香美市監査委員	横谷 勝正
香美市監査委員	山本 芳男

記

1 措置を講じた部署 教育振興課

2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和7年10月22日
- (2) 措置通知年月日 令和7年11月18日
- (3) 指摘事項及び措置等の内容

金額が10万円を超えるもので、施行伺や契約締結伺がないものが存在した。契約規則及び事務決裁規定、並びに管財課が示す手順に従い、適正な事務処理を行ってください。
(教育振興課)

(回答)

ご指摘のありました、令和6年度実施の「放送設備取替修繕」、令和7年度実施の「新設保育園園庭イチョウの木剪定」、「ベビーセンス年間レンタル料」につきましては、費用が一定の基準以上であるにも関わらず、施行伺を起案せずに支払事務を行っておりました。

今後は、契約規則を遵守し、必要な事務手続きを確認したうえで、適正な事務処理を行うよう努めます。